

## 日本こそ世界平和へ向けたメッセージ発信にふさわしい いまこそ「万物すべてに命あり」の原点へ戻れ

国際日本文化研究センター所長・名誉教授 山折哲雄  
菅川平和財団会長 田淵節也

### 西洋人と日本人の 認識の仕方の違い

**山折** 日本と海外では、NPOやNGOに対する考え方が違うようですね。

**田淵** そもそも、NPOやNGO等の重要性を日本は認めていなかったのです。お金はお上が一番有効に使うだろうから、すべて任せようという考え方が、幕藩体制の時代から続いてきたのではないのでしょうか。

**山折** 日本は、危険を冒さず、なあなあのところまでやっていくのが安全だという考え方だったのかもしれない。しかし、いまのような状況では、それでは具合が悪いかもしれませんね。

**田淵** 戦後、日本は繁栄を謳歌しました。そしてそれは、資本主義的計画経済によるものでした。これはつまり、



まずお上ありきということです。この場合のお上というのは大蔵省です。そして、お上の下にはお上の代理人である日本興業銀行があり、さらにその下に執行銀行として三井銀行や住友銀行等があったわけです。それらの銀行から、民間の企業はお金をお貸しいただいて仕事をするという構造がずっと続いていました。しかし、日本が米国に次ぐ経済大国に成長する過程で、奢りや腐敗が生まれました。それがいま、将棋倒しのように倒れ始めているのです。

上り坂の経済の時は孔子の考え方でやっていれば間違いありませんが、下り坂の経済の時は、老子の考え方で臨まなくてはいけないのではないかと思います。

**山折** それはよくわかります。将棋倒

しのきっかけとなるのは、内部告発が多いようですね。内部告発は、言葉を変えれば、正義の名の下において始まった、組織に対する裏切りです。しかし、それはそれで必然であり、また必要なことだと思います。上から下まであらゆる分野で腐敗が起こっていたからです。

汚職というのはいまに始まったことではなく、人類の発生とともにあったと思います。にもかかわらず、組織に対する裏切りをしてはいけないというモラルが日本の社会にはありました。いま、その構造が根本から崩れ始めているのではないのでしょうか。

西洋近代社会の基本は  
「人間は疑うべき存在」

**山折** しかし、この問題を考える時、

### 主な内容

#### Special Report :

#### 生命倫理と知的財産権

揺らぐ科学技術と社会のインターフェース  
柴田友厚 5

#### 遺伝子特許が提起した問題

「知的財産権における生命倫理問題」  
研究プロジェクトチーム 6



#### Reports from the Field

#### 「パーセント法」の普及と

菅川中欧基金の活動  
マリアンナ・トロック 8

2003年度事業計画 10

刊行物案内 12

編集後記 12



西洋社会の人間観と、日本で形成された人間観が根本的に違うということが非常に重要になります。西洋の近代社会の考え方の基本には、「人間はそもそも疑うべき存在である」という人間観があります。その疑う精神があればこそ、文明は発達し、科学も進歩してきました。しかし、この考え方を徹底していくと、共同体は成立しえなくなります。1つの民族がそれ自体、成り立たなくなるのです。そこで、西洋の近代社会は共同体を形成するために、2つの条件を考え出しました。

その1つは、一神教的な考え方です。超越神の存在の下に、互いに孤立し、敵対している個々の人間がコントロールされる。「見えざる神の手」というのは、ここからきています。

もう1つは、契約の観念です。旧約聖書以来の神と人間の契約が、人間社会に投影されていきました。疑うべき存在同士が共同して仕事をするためには、どうしても契約が問題になってきます。この契約の観念と、一神教の観念の2つがあって初めて、疑うべき存在である人間が1つの社会をつくることのできるのです。私はこのような仮説を立てています。

ところが日本の社会には、この2つの条件は存在しません。そんな日本の社会に、西洋の価値観や株式取引に伴う

さまざまな考え方を、そのままストレートに入れてもうまく機能しないのではないのでしょうか。

**田淵** 株式投資の世界にも、文化の違いは表れています。日本人はハイリスク・ハイリターンが嫌いです。米国では、ジャンクボンド・マーケットが盛んです。これは、債権回収の可能性の低い屑同然の株を集めて、100億ドルの額面ものを1000万ドルで取引するというようなものです。しかし日本では、江戸の昔から、そういうハイリスク・ハイリターンで成功した人はほとんどいません。ですから、世界と同じような株式市場をつくっても、同じようにはいかないと思います。

私は長年、株式の売買に携わってきて、いろいろな人を見てきました。そして感じるのは、株の相場というのは、神の摂理によって動かされているというか、見えざる手が働いているとしか考えられないということです。株で儲けて、ゆっくりと余生を楽しんだという人は、世界中ほとんどいませんからね。しかし、私の感じる神の摂理とは、いわゆる一神教的な考え方の神ではなくて、宇宙そのものを支配している何者か、という感覚です。

**山折** その感覚は、私とかなり近いですね。宇宙全体に神が遍在している。自然にも、我々の社会にも、神あるいは仏といったものが存在していて、それらの力によって動かされているという感覚ですね。

日本には、国家の基礎的な考え方として、一神教や契約の観念が十分成熟した形で定着していません。それでは、日本人はどのような理念で日本の社会を積み上げてきたのでしょうか。私はその1つが、「組織を裏切っちゃいけない」というモラルだったと思うのです。

ところが、現実の人間は裏切ります。かといって「人間は疑うべき存在である」という人間観を受け入れたかという、そうではありません。かつて日

本人は、「人間は信ずべき存在である」というモラルをつくったのです。しかし、その日本の構造の根のところが崩壊し始めています。しかし、まだ日本の社会は、その危機を認識していないようですね。

#### 国家統合の観念的理想像として利用されてきた宗教

**田淵** 宗教を拡張する1つの手段として戦争があります。宗教には、そもそも独占欲があるのではないのでしょうか。

**山折** 5000年、1万年前の地球上では、旧大陸だろうと新大陸だろうと、どの地域でもほとんどの人類は共通の考えをもっていたと思われれます。それは「万物すべてに命あり」という考えです。動物も人間も等しく命をもち、人間が動物を殺して食べ、動物は人間を襲って殺すことがある。そういう一種の相関関係を自然に受け入れていたのです。

やがて国家ができて文明が発達していく過程で、さまざまな地域のさまざまな民族や文化が統合されていきました。そのためには、観念的な理想像が必要でした。仏教、キリスト教、ユダヤ教といった宗教は、もともとは「万物すべてに命あり」という考えから生まれたものですが、国家統合の観念的理想像として利用されることになりました。ローマ帝国はキリスト教、インドのマウリア帝国は仏教を伝播させましたが、政治権力が普遍性をもつためには宗教的な価値観が必要だったのです。そういう形で宗教と国家は必然的に結びつきました。

宗教と戦争が深い関係をもち始めたのは、仏教とキリスト教の発生以後のことです。西洋の学者たちは、仏教とキリスト教を普遍的宗教と呼びました。民族を越え、地域を越えて発展してきたという点ではそう言えるかもしれませんが、人間がいかんして生き、いかんして死んでいくかという普遍的

な立場から考えると、あまりにも限定された価値観ではないかと思えます。むしろ、「万物すべてに命あり」という考え方のほうが、はるかに普遍的ですが、しかし、そういう見方を西洋の近代は拒絶しました。それがいま根本的に問われているのではないのでしょうか。

靖国問題はそもそも政治的に議論すべきではない

田淵 話は変わりますが、山折先生の靖国神社観をお聞かせいただけますか。

山折 日本には、奈良時代以降、崇りと鎮めという考え方がありました。世界にも類似のものはありますが、日本のものは非常に洗練されています。

この日本列島では、昔から動乱や疫病といったさまざまな不幸、そして不吉なものは、何かの祟りによるものとされてきました。大いなる力によって罰せられた結果としての祟りととらえられていたのです。これは、見えざる神の手とかなり近い考え方だと思います。

仏教、神道、道教等の日本の宗教は、その祟りをなんとか鎮めなければいけないということで手を結びました。それぞれシステムや価値観は異なりますが、祟りを鎮めるといふ点では団結したのです。その組織化は政治が行い、民衆もそれを受け入れました。最澄、親鸞、道元、今日の宗教家に至るまで、日本の宗教家はすべて、その問題については多かれ少なかれ賛同しているはずですが、これが日本人の宗教観というか自然観、社会観の基礎だったのです。

靖国神社の英霊祭祀も、その一環と考えられます。国家のために命を捧げた人々の霊を鎮めなければ祟る。いまの政治家が実際にそう考えているかどうかはわかりませんが、深層意識においては感じているのではないのでしょうか。政治や権力を握った人間は、自分のために犠牲になった人間を鎮めな

ければなりませんからね。

この日本的共同体のメカニズムは今日まで一貫してつながっているんです。まず第1に、私は靖国神社をそうとらえています。

もう一つ、昭和32年に、島倉千代子さんの『東京だよおっ母さん』という歌が大ヒットしました。息子を戦争で失った母親が上京してきて、娘が東京を案内するという歌詞ですが、この歌は3番まであります。1番でまず母娘は二重橋に参ります。2番では九段の靖国神社へ、そして3番では浅草の観音さんに行きます。特に2番の九段では「やさしかった兄さんが～桜の下でさぞかし待たせろ」と歌っています。最後の3番の浅草に行って、ホッとしている。「お祭りみたいに賑やかだね」の歌詞で、母娘の心は本当に癒されている。この歌を聴いている人もそういう気分で聴いていたと思います。

いまの靖国問題というのは、この3番の世界を政治的に無視したところが原点になっています。これは非常に不幸なことですが、国家が護持するとかしないとかという以前に、日本人の最も根本的な宗教心にかかわる問題だからです。靖国神社は、仏や観音様に対する信仰と共存していたのです。この側面を大事にしなければなりません。

いまは違うかもしれませんが、私の田舎では、どこの家でも仏壇なり神棚があったものです。しばらく前まではその他に天皇皇后両陛下の写真も飾ってありました。『東京だよおっ母さん』に歌われている天皇、靖国神社、観音様の3点セットは、日本全国津々浦々の家々で祭られていたのです。

ですから、この問題はあまり政治的に議論してはいけないし、首相がしゃちこばって参拝する、という問題でもない。それを内外に向かって弁解するようなことを言うべき性質のものでもありません。

田淵 去年、小泉首相の靖国参拝が中



山折哲雄（やまおり・てつお）

1931年5月11日、米国サンフランシスコ生まれ。54年東北大学文学部インド哲学専攻卒業、59年東北大学大学院博士課程単位取得退学。東北大学文学部助手、鈴木学術財団、春秋社編集部、駒澤大学文学部助教授、東北大学文学部助教授を経て、国立歴史民俗博物館教授、国際日本文化研究センター教授を歴任。97年白鳳女子短期大学学長、2000年京都造形芸術大学大学院長。01年より国際日本文化研究センター所長。『神と仏』『人間蓮如』『臨死の思想』『死の民俗学』『仏教とは何か』『日本人の靈魂観』『日本仏教思想論序説』『乞食の精神誌』『神秘体験』『愛欲の精神史』『悲しみの精神史』等多数の著書がある。01年京都新聞大賞文化学術賞、02年和辻哲郎文化賞（一般部門）を受賞。日本宗教学会、日本民族学会、比較文明学会、日本民俗学会に所属。

国で問題になった頃、私は講演のために中国を訪れていました。蘭州大学での講演のあと、学生から「靖国神社に日本の総理が参拝したことにどう思うか」と質問されました。それで私は、「日本は皆さんと戦争した。しかし、その戦争で私の友達はほとんど死んでしまった。彼らは全員、靖国神社に祭られている。生き残った自分は、本来なら亡くなった友達1人ひとりのお墓を全部お参りしなければならぬが、毎年そんなことはできない」と答えました。

山折 そういうふうに答えておくのが一番いいかもしれませんね。しかし、蘭州大学と北京大学だと反応は違ったかもしれません。私がいま所長を務めている国際日本文化研究センターに、北京大学から客員教授として来ている方がいるのですが、彼は中国人は死者を許さないと言います。悪政、暴虐の限りを尽くした人間は、死後も批難し続けます。

これに対して日本の文明はむしろ死者を許す文明ですから、ここが大きく違っています。靖国問題も、中国文明と日本文明の違いから説き起こしていかないと、根本的な相互理解につながらないのではないのでしょうか。

田淵 小泉首相は、靖国神社に代わるものとして、外国の元首等が献花できるようなものをつくりたいと言われたようですが、そんなことをしたらまずまず混乱するような気がします。

山折 その通りだと思います。そもそも追悼するというのは、宗教的行為です。ですから、宗教なしの追悼行為というのは矛盾した話です。

「万物すべてに命あり」  
ここにしか生きる道はない

山折 ところで、いまの日本の経済の失速状況というのは、このままずっと続くのでしょうか。

田淵 これは、デフレ・スパイラルによるものです。しかし、日本は世界に先行しているだけで、これから世界中でデフレが進行することになると思います。これが続くのですから、大きくはよくなりません。

デフレというのは、物の供給が多くて需要が少ないというきわめて単純な関係です。供給は技術の進歩でいくらでも増えますが、人間はそうはいかないから需要は増えません。ですから、デフレ現象は、世界的に続くのではないかという気がします。

日本が特にひどいのは、土地神話な

るものをつくり出したためです。土地は、輸入も輸出もできないということで、地価がどんどん上がりました。しかし、1世紀前の英国をみれば、土地が輸入できないという考えが誤りだということがわかります。英国の国産小麦の価格がぐんぐん上がったため、条例を変えて小麦の輸入に踏み切った。小麦を輸入するということは、土地を輸入するということと結果的には同じです。日本は、これがわからずに、土地を馬鹿げた値段にしてしまった。その分、いま世界で一番きついデフレになっているんだと思います。

山折 戦争が起こると特需で経済が回復したという歴史がありますね。今度のイラク戦争は、世界経済にどのような影響を与えるのでしょうか。

田淵 以前は、戦争による軍需景気にインフレが伴って、景気がよくなることがありました。昔は、戦車、歩兵、兵站と、戦争には非常にお金がかかりました。ところが、最近の戦争にはそんなにお金がかかりません。いまは、原子爆弾があればいい。原子爆弾なんて安いものです。ですから、世界のデフレをつくった元凶は、アインシュタインかもしれません。

山折 面白い考え方ですね。では、イラク戦争は経済にまったくプラスの影響を与えないということですか。

田淵 まったくないとは言いませんが、たいしたものではないでしょうね。

山折 ローマ時代以降、ずっとインフレが続いてきたということは、人間は生活水準をずっと上げ続けてきたということですね。文明自体は減びることはあったでしょうが、人間の経済生活は全体としてはずっと上がり続けてきた。

田淵 長い目で平均するとそうですね。

山折 それが21世紀の段階で変わるのでしょうか。それとも、これまでのように、やはりインフレ基調に戻っていくのでしょうか。

田淵 50年、100年先には戻っていくのではないのでしょうか。中国やそれに続く国の経済成長が一段落して、安い賃金が世界並みになった時でしょうか。

山折 しかしレスター・ブラウン氏は、2030年の段階で中国は自国内で食糧をまかなうことができなくなって、食糧を輸入するようになるかと予測しました。あれだけの人口を満たすだけの食糧を輸出できる国などありませんから、地球全体で飢餓状態に近づいていくと警告しましたね。

田淵 昭和10年頃から「あと40年で石油はなくなる」と言われてきましたが、まだなくなっていないからですね。いま、遺伝子組み換え食品は食べてはいけなと言われていますが、遺伝子工学によって、収穫量は飛躍的に増えるのではないのでしょうか。

山折 事実はどうであれ、どちらの考え方をしたら人間は幸福になるかという問題になりますね。

日本人は、生活水準を落として、その代わりに別の付加価値を高めていったほうが、創造的だし豊かになると思うのです。付加価値をもっている文化ということでは、日本が世界でもトップクラスに入るだろうと思います。

先にお話ししたように、5000年前、1万年前の地球の人間には、宗教的な教義もなければ、教祖もいなかったし、攻撃的なミッションもありませんでした。その中で、「万物すべてに命あり」という考えを自然な形で共有していました。これからは、人類は自然な形でそれを共有する以外に生きる道はないのではないのでしょうか。

そして、そういうメッセージを発する場所として最もふさわしいのは日本ではないかと思うのです。世界に対して、東洋型というか日本型の価値観に基づく新しいグローバリゼーションの立場を主張していかなければいけないと思います。



## 揺らぐ科学技術と社会のインターフェース

## ヒトゲノム解読後の課題を考えるにあたって

SPF上席研究員 柴田友厚

「価値」判断の問題を避けて  
通れなくなった

2003年4月14日、ヒトゲノム（人間の遺伝情報）解読の完了が、日本を含む6カ国の首脳によって宣言された。新聞によると、解読への貢献度は、米国59%、英国31%、日本6%だという。解読完了によって、先進各国の競争は次の段階へと移行することになる。

個人の遺伝情報をもとに患者1人ひとりに最適な医療を提供する「テーラーメイド医療」や、ヒトゲノム情報をもとに新薬を開発する「ゲノム創薬」へ向けた開発競争が、今後一層加速されることになるだろう。また、遺伝子診断や遺伝子治療等がより身近な医療となることも間違いないだろう。すでに英国では、「ボディ・ベネフィット」という遺伝子検査キットも市販されているという。

個人の遺伝情報をもとにしたより高度な医療が提供されることは、国民の健康増進にとって望ましいことだし、バイオテクノロジーによる新たな産業が創出されるのは大いに歓迎すべきことである。だが同時に、ゲノム解読後は、「価値」の問題を避けて通れない社会になり、「個人の判断」がかつてなく重い社会になるだろうということも考えておくべきだろう。

選択肢が増えることで  
生まれるジレンマ

たとえば、ガンの原因となる遺伝子が特定され、遺伝子診断で、自分がその遺伝子を持っていることが明らかになったとする。その場合、それを家族や親戚に通知すべきか否かという問題に、即座に直面することになる。

遺伝子は家系で共有している場合が多いため、自分がガンの遺伝子をもっている可能性は高い。もしその情報を知らされれば、家族はガンの発現を避ける予防策を講じることができ、それによって助かる可能性が出てくる。

しかし、遺伝情報はいわば究極の個人情報である。自分の遺伝情報が漏れるリスクを冒してまで、家族や親戚にその情報を伝えなくても、なんら非難される筋合いはない。だが、情報を伝えなかった場合、家族や親戚は予防策を講じることができず、ガンに侵されるかもしれない。

前者は「公共の利益」、後者は「個人の権利」という論理に支えられている。この2つの論理はそれだけで完結しており、しかもかなり普遍性の高い論理であるため、優劣を合理的に判断することはできない。したがって、「公共の利益」と「個人の権利」のどこで折り合いをつけるかという判断は、つまるところ価値の問題に帰着する。

日本の社会は、このような問題にどのようなプロセスで社会的合意を形成していけばいいのだろうか。これは、一握りの専門家に任せておいてすむ問題ではない。

このような問題意識を背景にして、SPFは、生命倫理に関する3つの事業を本年度から開始した。

科学技術への市民参加型手法の開発研究

倫理委員会における審査活動の向上に向けて

生命倫理教材の開発と評価

第1の事業の背景には、市民参加という問題意識がある。欧米諸国では従来、

市民参加の手法としてコンセンサス会議が多く使われてきたが、この事業では新たな市民参加手法を設計、開発する。そして実際に、生殖医療と臓器移植に関する市民参加型会議を試みる。

第2の事業の背景には、規制やガイドラインを守る社会的しくみはどのようなものかという問題意識がある。どれほど優れた規制やガイドラインができたとしても、それを守る社会的しくみがなければ、所詮絵に描いた餅に過ぎない。

第3の事業の背景には、生命倫理教育にかかわる問題意識がある。遺伝子診断、生殖医療等の進展で、専門家のみならず一般市民の判断が非常に重要になってくるためである（事業の詳細についてはウェブサイト[www.spf.org](http://www.spf.org)を参照のこと）。

知的財産権制度に関する  
グローバルな諸問題

科学技術と社会の関係を考える上でもう1つ忘れてはならないのは、知的財産権に関する諸問題である。この排他的独占権の付与は、「発明に対するインセンティブを刺激することで技術革新を加速し、結果として公共の利益にかなう」という論理によって正当化されている。しかしこの制度は、公益と私益のきわどいバランスの上でかろうじて成立している。欧米の研究者たちが指摘してきたように、一度このバランスが崩れたら「アンチコモンスの悲劇」<sup>1)</sup>のような問題が発生し、技術革新の阻害要因にもなりうる。

日本では、産業の振興という視点のみから知的財産権制度が議論される傾向がある。しかし、途上国の伝統的知識の取り扱いにかかわる問題（このテーマに関

して、SPFはロンドン大学に助成し、「知的所有権と伝統的知識」事業を実施している）エイズ治療のコピー薬にかかわる問題等、世界には知的財産権制度の根幹にかかわるさまざまな課題が

ある。また、以下のレポート「遺伝子特許が提起した問題」で指摘されているように、生命倫理と知的財産権の境界領域にも多くの課題が存在する。今後日本でも、このようなグローバルな

課題が広く紹介され、議論されることが望ましい。



1) 研究成果の私有化、知的財産権の濫用により、有用な研究成果・技術の利用が妨げられるおそれがあるということ。

## 遺伝子特許が提起した問題

SPFの呼びかけで行われた円卓会議の成果

「知的財産権における生命倫理問題」研究プロジェクトチーム

以下のレポートは、「知的財産権における生命倫理問題」研究プロジェクトチーム（プロジェクト・リーダー：ケンブリッジ大学ロースクールWilliam R. Cornish教授/シェフィールド大学ロースクールDr. Margaret Llewelyn、リサーチ・アソシエイト：シェフィールド大学ロースクールDr. Mike Adcock、リサーチ・コーディネーター：ケンブリッジ大学ロースクールMs. Kathy Liddell）を代表して、Liddell氏が記したものである。

したがって、倫理面の議論が重要になってくる。また、多くの国において、発明が特許権を得るためには、

「ordre public（公

の秩序）」に反したものであってはならないとされている。事実、英国のある裁判官は、次のように述べている。

「特許、著作権および意匠に関する法律を遺伝子工学の商業的利用に適合させるための法的問題は解決可能で、将来、間違いなく解決されるだろう。難しいのは、道徳的、政治的な問題だ」<sup>3)</sup>

新知識探求のために、時間と資金、才能をつぎ込んだ人々に報いつつ、ゲノム研究から得られる利益をどのように全人類のために確保するかが、根本的な問題である。これまでも、遺伝子特許に関して、次のような倫理上の議論が交わされてきた。

- ・ 遺伝子特許は、薬剤の開発や改良、治療法開発の障壁となる。特許取得にかかる費用は高額で、膨大な時間を要するライセンス交渉に研究者を巻き込んでしまう。
- ・ 診断検査や医療処置に特許使用料を支払うことになり、治療費が増加する。このため、医療を受ける人が制限されることになる。

### ◆ 遺伝子特許をとりまく ◆ さまざまな問題

1990年以来、科学者たちはヒトゲノム計画遂行のため、ヒトゲノム解析に力を注いできた<sup>1)</sup>。この結果、ヒトの遺伝子配列とたんぱく質に関する特許出願件数は爆発的に増加し、遺伝子研究の専有化と商業化について、倫理面で多くの議論をおもることとなった。

特許権者には、20年間にわたって特許遺伝子の製造、輸入または販売等にかかわる排他的な権利が与えられる<sup>2)</sup>。特許を得るためには、その発明が進歩性、新規性、有用性を持ち、かつ産業上の用途を有することを特許出願書に明示しなければならない。だが、遺伝子配列特許は、未知の機能を有する自然物に近いものであるため、これらの特許要件が法的議論の的となっている。

遺伝子特許をとりまく問題は、法的なものだけではない。医薬分野の特許制度は、人々の健康と福祉を向上させる科学的発明の促進を目的としている。



2003年3月28、29日に行われた円卓会議にて、タイからの参加者と談笑するプロジェクト・リーダー、ケンブリッジ大学コーニッシュ教授（右端）

・人類共通の財産である遺伝子を利用する権利を、遺伝子特許によって少数の人間が独占することは不公平である。

・遺伝子特許は、研究者間の自由な情報交換を阻害する。特許出願を行うまで、研究者たちはその知識を秘密にしなければならないからである。

一方で、遺伝子特許が禁止されれば、リスクを伴う研究に投資する人が大幅に減少し、それが遺伝子研究の妨げになるという主張もある。また、研究者は自分たちの成果を守るため秘密保持・営業秘密法等の法規に頼らざるをえなくなり、研究者間の情報交換が阻まれるともいわれている。さらに、医薬品特許といった他の種類の特許の規則を遺伝子研究に適用することは不公平で、賢明でないという意見もある。

◆ アンバランスに取り組む  
◆ 円卓会議の試み

バイオテクノロジー特許にまつわる倫理問題については、数多くの議論がなされてきた<sup>4)</sup>。しかし、哲学的、文化的、神学的な見地に立った議論はほとんどされてこなかった。特許法が国際的に民主的で公平であるべきなら、これは重大な欠落である。

我々はこのアンバランスに取り組もうというSPFの申し出を喜んで受け入れ、「生命倫理と知的財産権」のテーマで2003年3月28、29日、ケンブリッジで円卓会議を開催した。会議にはアジア、ヨーロッパ、中東<sup>5)</sup>の代表が参加し、異なる文化、宗教と生命倫理の観点から、バイオテクノロジー特許について、以下のテーマで議論した。

特許性に関して、「公の秩序」から外れるものを、神学的見地、異文化間でどう解釈するか。

遺伝子提供者から得た遺伝子の特許化の際、事前の同意を得ることの道徳的重要性。

遺伝子配列特許における新規性と

独創性の解釈。

遺伝子研究ツールに与えられた特許を独占することは公正か。

遺伝子関連特許が正当で公平な保健医療に与える影響。

、は2日間の中で最も興味深い議論となった。Brownsword教授(英国)は、法律家と立法者の双方が、特許制度における法と生命倫理の関連を認識することが必要不可欠であると主張した。教授は、公の秩序の解釈は「共通の文化道徳」または「重大な道理に基づく道徳」によって導かれると述べ、参加者のさまざまな議論を呼んだ。

Changthavorn博士とDonavanik博士は、タイの仏教徒の観点から動植物の特許について問題提起した。Fatemi博士とJafarzadeh博士は、イランのイスラム教徒の観点から胚性幹細胞特許について述べた。博士らは、自国の宗教と西欧の patents 主義的伝統の難しい関係について語り、注目を集めた。また、英国の参加者は、功利主義、人権、「新高位主義 (new dignitarianism)」、そしてキリスト教神学の立場を比較した<sup>6)</sup>。彼らの議論により、西欧諸国でも、公の秩序の例外について多様な見解があることが明らかになった。

この他にも、この円卓会議では多くの提言がなされた。その1つが、欧州特許庁代表として参加したClaes博士の、遺伝子特許の倫理的・社会的ジレンマに関して特許制度の適応力を過小評価してはならないという意見である。特許制度は「新たな」科学技術に所有権を与えるためにつくられたものである。したがって、根本的な改正はおそらく望ましくなく、また不要である<sup>7)</sup>。バイオテクノロジー特許が真に独創的で、その有用性が十分に示されているか否かは、特許庁と法廷で確認すべき問題である。さらに、政府は十分な検討と交渉を行った上で強制実施権<sup>8)</sup>の設定や権利の国有化により、特許権者が公共医療を不当に妨げることを防止でき

る<sup>9)</sup>。

会議終了の際には、特許システム運営の監督責任者と、法律や遺伝子テクノロジーの研究者の緊密な協力態勢が必要だと、参加者の多くが考えていることが明らかになった。これは、科学的にも法律的にも国際的な性質の問題であるため、地域的な法律・倫理面の問題を越えた取り組みが重要となる。このような形の意見の交流は、単に興味深いというだけでなく、知的所有権やヒトゲノムに適用される法律に対する我々の理解を促進させ、法律の発展を促すものである。

この会議の成功により、さらなる前進に期待したい。第1回会議の論文や新たなリンクをウェブサイトに加え、議論の輪をさらに拡大させようと考えている (<http://www.ipgenetics.org>)



1) 最初のドラフトは2001年2月に公表され (Science [2001] 291, 1155; Nature [2001] 409, 813)、最終版は2003年4月14日に発表された (<http://www.wanger.ac.uk/Info/Press/2003/030414.shtml>を参照)。

2) 英国と日本では、特許は出願日から20年間存続するが、存続期間は国によって異なる。

3) D. Beylveid/R. Brownsword著 Mice, Morality and Patents (Common Law Institute of Intellectual Property, London, 1993)

4) The Ethics of Patenting DNA (Nuffield Council of Bioethics, London, 2002)、Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy (Commission on Intellectual Property Rights, London, 2002)、Cornish, Llewelyn and Adcock, Intellectual Property Rights and Genetics (UK Department of Health 2003)、Draft Report on the Follow-up of the International Symposium on 'Ethics, Intellectual Property and Genomics' (UNESCO, Paris, 2001) Patenting of Higher Life Forms (Canadian Biotechnology Advisory Commission, Ottawa, 2002) 等を参照。

5) イラク戦争他の予期せぬ事態発生のため、日本からの参加者はなかったが、彼らの論文は回覧され、興味をもって読まれた。

6) John McMillan博士、Roger Brownsword教授、Donald Bruce師による発表。

7) Bart Claes博士、Justin Turner氏、Tim Roberts博士による発表。

8) 権利所有者がその特許を利用しようとしなかった場合などに、通産大臣が他の者の申し立てにより、その実施を認めること。

9) Margaret Llewelyn博士、T. Lezmore氏、Richard Ashcroft博士による発表。

# 「パーセント法」の普及と笹川中欧基金の活動

## ハンガリーの経験、そして周辺国への移転を目指して

非営利情報訓練センター（NIOK）ディレクター マリアンナ・トロック

「世のため人のため」に個人が寄付をしようという場合、多くの国が課税控除という形でインセンティブを与えている。だが、課税控除の対象となるのは「身銭」を切る人々だけである。ところが、ハンガリーで1996年に誕生した「1%法」\*は、所得税を納める人々全員に対して、身銭を切ることなく寄付の機会と、寄付する組織の決定権を与える画期的な法律である。所得税の一部の配分決定権が市民に還元される「パーセント法」は、表層的には第3セクターへの新たな資金源として、また深層的にはより多くの市民に非営利活動との絆をもたらすものとしてとらえることができる。

笹川中欧基金は「パーセント法」に早くから注目し、同法誕生の翌年から「非営利セクター地方展開（ハンガリー）」事業（NIOK実施）を4年間助成（1997～2000年度）してきた。本事業

は「1%法」キャンペーンの側面をもち、ハンガリー国内の普及に貢献した。助成期間が終了してからの2年間で、「パーセント法」は、ハンガリーからポーランド、スロバキア、リトアニアに波及し、他の中欧・東欧・南欧諸国も「パーセント法」の導入に興味を示している。その一方で、誕生後6年余りたったいまでも「パーセント法」があまり知られていないという現実もある。

そこで、さらなる普及を支援するため、本年度より「『パーセント法』の中欧周辺諸国移転推進」事業（NIOK実施）を助成することにした。ハンガリーのみならず、ポーランド、スロバキア、リトアニア等の「『パーセント法』経験国」の導入経験・経緯・教訓を発信することにより、国境を超えて「パーセント法」という画期的なアイデアが移転されることを願ってやまない。

（笹川中欧基金室研究員 王 真生）

### ハンガリーにおけるNIOK設立の経緯

中欧の旧共産主義国ハンガリーは、国内総生産指数が104%未満で、所得も低く、NPOの財源も限られている。一般的なNPOの平均年間予算は約5万米ドル相当で、雇用されている職員は1、2人に過ぎず、多数のボランティアによって支えられているのが現状である。

第二次世界大戦以前は人道主義的傾向が強かったハンガリーだが、1989年までにその傾向は薄れていた。ハンガリーの市民生活を再生し、新たな活力を与えるためには、NPOの活動を通して市民社会を強化しなければならない。NPOの長期的活動促進のための支援システムを確立する目的で、93年に設立されたのが非営利情報訓練センター（NIOK）である。

NIOKは、NPOの業務を改善し、その専門性と効率を高めることにより、非営利セクターと地方自治体やビジネス領域、さらに社会全体とのつながりを強化する種々のプログラムを立案して

きた。

### 1%法が慈善事業の新たな可能性を開いた

1996年12月、ハンガリー議会はNPOへの寄付を奨励する、いわゆる「1%法」を制定した。その際、非営利セクターに新たな財源を呼び込むプロセスをサポートしたのはNIOKだった。

1%法とは、個人所得税の1%を納税者自らが選んだNPOに寄付すること（ただし、1%法による寄付を受け取るためには所定の法的要件を満たす必要がある）を可能にする法律である。この法律により、納税者は自らの収入を減らすことなく第3セクターを支援することができ、かつ支援したい組織を自ら選ぶことができる。納税者が1%の寄付枠を利用しない場合、税金は全額国庫に入る。

1%寄付の対象組織は、NGOや国の機関、政府・地方自治体が設立した公的財団、政府立案のプログラム（高等教育プログラム等）もしくは地方議会による地元の利益のための文化団体であ

る（ちなみにハンガリーの納税者は、さらにもう1%を教会やハンガリー国家予算の特定の用途目的〔恵まれない生活環境にある家族に対して等〕に寄付することも認められている）。

1%法は、納税者個人に費用負担を強いることなく、ハンガリーの慈善事業に少なくとも65億ハンガリー・フォリント（約3100万米ドル）を配分する可能性を秘めている。

### 1%法キャンペーンと1%法がもたらすメリット

納税者に1%法の趣旨を浸透させ、非営利セクターの新たな資金獲得の機会とするため、NIOKは1997年以来、毎年1%法の利用促進キャンペーンを展開してきた。当時、笹川中欧基金の助成は、このキャンペーンの一助となった。

キャンペーンの目的は以下である。

- ・1%寄付の有資格者にその機会を認識してもらう。
- ・1%寄付の希望者にその方法を知らせる。
- ・非営利セクターに関する情報を提供



- し、納税者に選択の自由をもたせる。
- ・NPOのニーズに対する認識を高める。
- ・市民団体も同等の機会が得られるようにする。
- ・寄付行動を奨励する。

キャンペーンは、フリーダイヤルによる情報相談窓口、国の情報公開、インターネット・データベース等によって展開された。2003年のキャンペーンでは、約20万人が1%法に基づく権利を行使し、キャンペーン開始以来、最大の成果をあげることができた。

アスペン研究所の支援で行われた調査によると、ハンガリー国民の大半がこの1%法の存在を知り、また、その目的を好意的にとらえている。にもかかわらず、この機会を利用しているのは納税者のわずか3分の1に過ぎない。1%の寄付先を決定する際の理由として最も多いのは、貧困者、疾病者、障害者、被災者等困っている人々を助けたい、あるいは特定分野の活動（主として健康管理、社会福祉および教育等）を支持したい等である。これに次いで多いのは、多元的価値観の振興、結束力の強化、子供のサポート、特定グループ組織への支持、個人的関心事や活動、社会・経済問題の解決、受益団体の優秀性等であった。

また、調査の結果、1%寄付の権利行使と教育水準に相関があることが明らかになった。高等教育を受けた人々が毎年1%寄付を行う傾向があるのに対して、初等教育すら受けていない人々はこの機会をまったく利用しない傾向があった。

また、都市居住者のほうが地方居住者より行使する割合が高かった。さらに、ボランティア団体や財団理事会のメンバーは、慈善事業に日常的に関与していない人々に比べて1%寄付や他の寄付を行う割合がはるかに高かった。そして、1%寄付の機会を利用しようと

いう意識は、女性のほうが男性より高かった。

国の手による所得の再分配で直接援助を得ているNGOもあるが、その数は限られている。これと比べて、市民の手による、つまり1%法による再分配先ははるかに多様である。もちろん、個人所得が低ければ、所得税の1%の額も少なくなり、調達される資金総額もさほど大きいものではない。それでもなお、1%法は以下のような利点をもっている。

- ・寄付行動および市民団体への参加の奨励。
- ・個人による選択が可能となる。
- ・NGOへの市民支援のアピール。
- ・市民とNGOとの密接なつながりの促進。
- ・NGOの財源確保。
- ・真の個人寄付につながる機会の提供。

#### 周辺国への普及を目指す新プロジェクト

1%法のハンガリーでの実績と可能性は、複数の国から注目されてきた。他の国のNPOもハンガリーのケースにならうべく、同じ原則に基づいた法律が可決されるよう議会に働きかけている。NIOKはこれらの組織を支援し協力するため、情報や自らの経験を提供するとともに、研修のための訪問を援助し、1%法案通過へ向けたロビー活動を支援してきた。

その結果、スロバキアのフォーラム・インフォメーション・センター（FIC）がハンガリーのケースに類似した「パーセント法」の実現に成功し、またポーランドでは、2003年4月「1%法」が国会で可決され、来年1月から施行されることとなった。さらに、リトアニアの非政府組織情報支援センター（NISC）は、「2%法」の可決へ向けたロビー運動で成功を収めている。

周辺地域への「パーセント法」移転を目指し、NIOKはこれら2つの団体の協力を得ながら新プロジェクトを立案した。パーセント法経験国の情報の収集・公開、中欧および東欧諸国でパーセント法の立案・施行に関心をもつ組織の支援、専門知識の交換促進等の活動を展開しようというものである。NIOKの国内活動（1%キャンペーンを含む）にかつて支援を行っていた笹川中欧基金も、このプロジェクトの立案に参加し、今回の地域プロジェクトへ助成を行うことを決定し、再び新たな側面からパーセント法促進支援を行うことになった。

今後は、パーセント法を立案・施行する過程で得られた教訓（さまざまなロビー活動の方法、その実施と活動の展開、その効果等を含む）の収集、英語の報告書の作成、国際的フォーラムへの参加、英語のウェブサイトでの情報や調査結果の公開等を行っていく予定である。

また、この問題に関する国際会議等を開催して、NGOと政策立案者の対話を促していきたい。自国でパーセント法成立に向けたロビー活動やその実施に関心のあるNGOの要請に対して、迅速に専門的な支援を行えるものと期待している。

このプロジェクト発足1年後には、パーセント法の実施に取り組もうとしているチェコ、エストニア等の周辺諸国を支援できるようにしたいと考えている。

今後も、資源の乏しい地域における人道主義的活動について議論を提起し、新たな政策を立案し、かつ啓蒙活動を行い、慈善団体の支援の一助となるべく活動していきたい。



\*1%法について詳しくは[www.onepercent.hu](http://www.onepercent.hu)を参照。

2003年度 事業計画

3月理事会決定分

一般事業

自・委 = 自主・委託事業 自・助 = 自主・助成事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
イスラムとIT革命: イスラム圏からの発信	早稲田大学エジプト学研究所(日本)	助成	3/3	5,000,000
知的所有権と伝統的知識	ロンドン大学クィーンメリー知的財産研究所(University of London/英国)	助成	3/3	11,700,000
生物関連特許と倫理	ケンブリッジ大学ロースクール(Cambridge University/英国)	助成	2/2	13,000,000
科学技術への市民参加型手法の開発研究	東京電機大学(日本)	助成	1/2	11,500,000
生命倫理教材の開発と評価	ユウバイオス倫理研究所(日本)	助成	1/2	7,000,000
倫理委員会における審査活動の向上に向けて	医学系大学倫理委員会連絡会議(日本)	助成	1/3	9,100,000
中央アジア・コーカサス諸国の支援	笹川平和財団、有効経済政策研究所(Center for Effective Economic Policy/ウズベキスタン)	自・委	4/6	23,000,000
アジアからの情報発信/フェーズII	笹川平和財団、笹川平和財団米国(The Sasakawa Peace Foundation USA/米国)、Inter Press Service Asia(タイ)	自・委	1/3	20,000,000
言論NPO: 知的言論の活性化と国際社会への発信	言論NPO(日本)	助成	2/3	10,000,000
武力紛争エキスパートシステム	財団法人アジア太平洋研究会(日本)	助成	3/3	4,000,000
市場とボランティアの協働としてのリナックス・モデル	グローバルビジネスリサーチセンター(日本)	助成	2/3	5,500,000
LEADジャパン・プログラム支援/フェーズII	慶應義塾大学SFC研究所(日本)	助成	4/4	10,000,000
NGO税制優遇資格審査評議会の評価システム改訂	Philippine Council for NGO Certification(フィリピン)	助成	2/2	3,700,000
NPO関連大学院コースの開設に向けて	日本NPO学会(日本)	助成	2/3	8,000,000
評価をめぐるドナーとNGOの関係改善に向けて	アテネオ・デ・マニラ大学コミュニティ・サービス・センター(Center for Community Services, Ateneo de Manila University/フィリピン)	助成	2/3	5,000,000
非営利機関(NPI)サテライト勘定に関する調査研究	財団法人統計研究会(日本)	助成	1/2	8,500,000
公益概念および組織評価基準に関する調査研究	財団法人公益法人協会(日本)	助成	1/1	5,900,000

笹川太平洋島嶼国基金事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
太平洋島嶼地域のメディア関係者交流	笹川平和財団、Pacific Islands News Association(フィジー)	自・委	4/5	5,400,000
太平洋やしの実大学	笹川平和財団	自主	4/5	1,700,000
南太平洋大学法学部インターネットコースの開発	南太平洋大学(University of the South Pacific/フィジー)	助成	3/3	5,100,000
西太平洋における遠隔教育連盟設立支援	グアム大学(University of Guam/米国)	助成	3/5	9,100,000
遠隔教育による南西太平洋の文化遺産保護管理訓練	オーストラリア国立大学(Australian National University/オーストラリア)	助成	3/3	8,400,000
地域協力によるミクロネシアの遠隔教育開発	ミクロネシアセミナー(Micronesia Seminar/ミクロネシア連邦)	助成	2/3	3,900,000
太平洋島嶼国のデジタル・オポチュニティ研究会	笹川平和財団	自主	2/2	5,200,000

笹川日中友好基金事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
安全保障問題専門家養成	笹川平和財団	自主	5/5	7,100,000
第2期日本語学習者奨学金	中国国際友好聯絡会(中国)	助成	4/5	4,800,000
日中青年対話促進訪日	中国国際友好聯絡会(中国)	助成	5/5	3,900,000
21世紀若手日本研究者フォーラム	中国国際友好聯絡会(中国)	助成	5/5	3,300,000
日中国防関係者交流	笹川平和財団	自主	1/3	32,000,000
日中共同安全保障研究	中国国際友好聯絡会(中国)	助成	1/1	9,700,000
中国市長訪日交流	中国国際友好聯絡会(中国)	助成	1/1	4,300,000
日中若手歴史研究者会議	笹川平和財団、早稲田大学現代中国総合研究所/中日歴史研究者会議実施委員会(日本)	自・委	3/5	4,500,000
中国における公益事業評価システムの構築	清華大学公共管理学院民間組織研究所(中国)	助成	3/3	2,700,000
中国民間組織による社会セクター改革	中国国際民間組織協力促進会(中国)	助成	3/3	3,500,000

### 笹川中欧基金事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
中欧4大学現代日本紹介講座設置	笹川平和財団	自主	2/5	10,000,000
小企業育成のための日本・中欧共同研究と経験交流	笹川平和財団	自主	2/2	12,000,000
「パーセント法」の中欧周辺諸国移転推進	Nonprofit Information and Training Centre (ハンガリー)	助成	1/3	7,100,000
環境改善に向けた市民活動支援	笹川平和財団	自主	4/4	13,700,000

### 笹川汎アジア基金事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
人物交流：21世紀若手指導者交流プログラム	笹川平和財団	自主	5/5	15,000,000
文明間の対話：アジアの知的交流と相互理解の促進	笹川平和財団	自主	2/3	18,000,000
アジアの中の日本とロシア	財団法人日本国際交流センター(日本)	助成	2/3	13,000,000
カンボジアとAFTAに係わる人材育成	マラヤ大学経営経済学部(University of Malaya/マレーシア)	助成	2/2	5,200,000
ベトナムにおける経営学研究の開発	ベトナムマーケティング学会(Vietnam Marketing Association/ベトナム)	助成	2/3	5,900,000
ミャンマー人材育成	笹川平和財団、ミャンマータイムス(ミャンマー) チュラロンコーン東アジア研究所(Chulalongkorn University/タイ) 慶熙大学(韓国) マレーシア経済研究所(マレーシア) ミャンマー公務員選抜訓練機構(ミャンマー)	自・委	2/3	33,000,000
ラオスにおける経済予測モデルの開発	マレーシア経済研究所(The Malaysian Institute of Economic Research/マレーシア)	助成	2/3	8,400,000
ジャーナリスト育成のためのベトナム高等教育支援	ナンヤン工科大学ジャーナリズムスクール(School of Communication Studies, Nanyang Technological University/シンガポール)	助成	1/2	7,200,000
ベトナム移行期農業経済の研究能力強化	ハノイ農業大学(Hanoi Agricultural University/ベトナム)	助成	1/3	5,900,000
ラオス大学教員のための経済研究能力開発	デ・ラサール大学(De La Salle University/フィリピン)	助成	1/3	3,900,000
日本と東アジアの安全保障協力	ナンヤン工科大学防衛戦略研究所(シンガポール)	助成	2/2	11,600,000
ベトナム・ASEAN経済予測リネージュの開発	ベトナム開発戦略研究所(The Development Strategy Institute/ベトナム)	助成	2/2	6,500,000
北東アジア地域間協力の促進とモンゴルの役割/フェーズII	モンゴル開発研究センター(Mongolian Development Research Center/モンゴル)	助成	1/3	7,800,000
開発パラダイムの再検討：ASEAN諸国と中国の事例	チュラロンコーン大学経済学部(Faculty of Economics, Chulalongkorn University/タイ)	助成	1/2	13,000,000

### 6月理事会決定分

#### 一般事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
中東発展ビジョン探求	Royal Scientific Society(ヨルダン)	助成	2/3	13,000,000
フォーラム2000会議：グローバルギャップの打開をめざして	フォーラム2000財団(Forum 2000 Foundation/チェコ)	助成	1/2	14,300,000
紛争予防活動における人材育成支援	日本紛争予防センター(日本)	助成	1/1	10,000,000
アジアの移行期経済諸国における非営利組織研究	笹川平和財団	自・委	1/3	7,200,000
グラントシステムにおける専任評価官の役割	笹川平和財団	自主	1/3	4,500,000

### 笹川汎アジア基金事業

事業名	事業実施者	形態	年数	事業費(円)
アジアの市民社会における社会的起業家の育成	Philippine Business for Social Progress(フィリピン)	助成	1/2	4,600,000
中央ユーラシア地域の若手指導者育成・交流促進	笹川平和財団、東西研究所(EastWest Institute/米国)	自・助	1/3	25,000,000
中央ユーラシア地域の若手指導者育成	東西研究所(EastWest Institute/米国)	助成	1/3	(13,000,000)
アフガニスタン地域情報と日本外交への提言	International Crisis Group(ベルギー)	助成	1/1	6,500,000

SPF刊行物案内

『Come Together』 Foundation for Sustainable Society, Inc. 発行 「環境保護のためのNGOと企業の協働」事業 (2000～02年度実施) 成果物

『SLOVAKIA 2002: A Global Report on the State of Society』 Grigorij Meseznikov, Miroslav Kollar, Tom Nicholson 編 The Institute for Public Affairs発行 (英語版/スロバキア語版) 「スロバキア情報発信: 年鑑と国政選挙レポート作成支援」事業 (2001～02年度実施) 成果物

『Slovak Elections '02: Results, Consequences, Context』 Grigorij Meseznikov, Olga Gyarfasova, Miroslav Kollar, Tom Nicholson 編 The Institute for Public Affairs発行 (英語版/スロバキア語版) 「スロバキア情報発信: 年鑑と国政選挙レポート作成支援」事業 (2001～02年度実施) 成果物

『Small and Medium-sized Enterprises in Central Europe:

An Overview』 笹川平和財団発行 (オンデマンド出版) 石川晃弘編 「小企業育成のための日本・中欧共同研究と経験交流」事業 (2002～03年度実施) 成果物

『中国新指導体制の課題』 笹川平和財団発行 (オンデマンド出版) 立教大学法学部教授・高原明生氏講演録

『Civilization Dialogue: Dialogue with Islamic World after September 11th』 笹川平和財団発行 (オンデマンド出版) 2002年9月20日に実施した同名のセミナー議事録

『Development Efforts in the Lao Economy: Policy Pointers from the Malaysian Experience』 (ラオ語版/英語版) ラオス国立経済研究所発行 「ラオスにおける経済政策研究能力の強化」事業 (1999～2001年度実施) 成果物

『生態環境調査報告書』 笹川日中友好基金発行 「南水北調西線計画における生態環境基礎調査」事業 (2001～02年度実施) 成果物

編集後記

本年度第1号のニュースレターでは、第3期中期事業ガイドラインの下でSPFが新たに取り組み始めたテーマ「生命倫理と知的財産権」について特集しました。とかく科学・産業の発展という面のみで論じられることの多いこれらの問題に、

SPFは科学と市場のあり方、倫理とのかかわり、それに対する市民の位置づけといった視点から事業を展開しています。本年度開始したいくつかの事業が数年後どんな実を結ぶか、ご期待ください。 (関 晃典)

SPFニュースレター No.56	FY2003 Vol.1	Tel: 03-6229-5400 Fax: 03-6229-5470
発行日 2003年07月	編集人 関 晃典	URL: <a href="http://www.spf.org">http://www.spf.org</a> E-mail: <a href="mailto:spfpr@spf.or.jp">spfpr@spf.or.jp</a>
発行人 入山 映	発行所 笹川平和財団	©笹川平和財団2003

本紙の署名記事は個人の意見であり、必ずしもSPFのそれを代表するものではありません。

このニュースレターは、非木材系パルプ(ケナフ:アオイ科の草)を使用しています。



笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル4階